

事件記録の直接スキャンの方法による謄写について（令和8年4月から開始）

複写事業部（東京都千代田区霞が関）におけるサービス

霞が関の複写事業部において、東京高・地裁の民事事件及び東京高・地・簡裁の刑事事件に限り、複写機で事件記録を直接スキャンして PDF 化したデータを USB メモリーに保存するサービスを実施しています。

料金及びサービスの詳細につきましては、複写事業部窓口（03-3581-2629）までお問い合わせください。